

丹波市雇用奨励金について（R7.4.1改正）

【 目 的 】

丹波市内に施設を新設、増設又は移設した企業が、その施設等で、新たに市内在住者を雇用していることに対して、補助金を交付します。

【 対 象 】

新たな施設を設置若しくは既存施設を拡張し、下記の要件を満たした事業者

	交付要件	優遇内容	適用期間
新設企業	施設等（土地、建物、償却設備）を総額 5,000 万円以上かけて新設した企業において、申請時における常時雇用者の数が、新設に係る工事の請負等の事実があった日（基準日）の常時雇用者の数に比べて 3 人（市内在住者で 9 箇月以上継続して雇用されている方に限る）以上増加していること	1 人につき 50 万円 ※令和 7 年 4 月 1 日以後に雇用され、かつ、雇用された日において 40 歳未満の女性は 1 人につき 75 万円 〔限度額 2,000 万円〕	該当施設の操業開始後 2 年以内
増設・移設企業	①施設等（土地、建物、償却設備）を総額 1,000 万円以上かけて増設又は移設した企業において、申請時における常時雇用者の数が、増設等に係る基準日の常時雇用者の数に比べて 1 人（市内在住者で 9 箇月以上継続して雇用されている方に限る）以上増加していること ②増設又は移設に係る工事が完了した日から 1 年以内に当該部分に係る操業を開始していること		〔申請回数〕 新設、増設又は移設 1 回につき 1 回限り

新設：市内に事業所を有しない事業所が、新たに市内に施設等を設置すること

常時雇用者：企業の就業規則等に定める正社員であって、次のいずれにも該当する者

- ①新設又は増設又は移設した工場等において常時勤務する者であること
- ②国民年金法第 7 条第 1 項第 2 号に規定する被保険者であること
- ③雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者であること
- ④雇用期間の定めのない者であること

補助経費の支払いは原則、銀行振込みでしてください。

【 申請手続き 】

①該当施設が完成・操業開始



②常時雇用者の雇用期間が9箇月以上経過



③補助金の交付申請（該当施設の操業開始後2年以内）

提出書類は「補助金交付申請書」のほか、下記のとおりです。

- ・会社概要のわかる資料
 - ・企業等概要書（指定様式）
 - ・履歴事項全部証明書（発行から3箇月以内）
 - ・就業規則
- ・市税の滞納のないことを証する書類（発行から1箇月以内）又は納税状況確認同意書（市が納税状況を確認）
- ・施設等の設置費用を証する書類（請求書、領収書等）
- ・施設等の図面
- ・常時雇用者の推移表（指定様式）
- ・事業所別被保険者台帳（ハローワークで取得）
- ・事業所別被保険者記録一覧表等（年金事務所で取得）
- ・新規常時雇用者の名簿（指定様式）

→名簿に記載された方は下記の書類が必要になります。

- ・新規常時雇用者の名簿（指定様式）
- ・住民票（写）（発行から3箇月以内）又は住居地確認の同意書（市が住居地を確認）
- ・雇用契約書（写）
- ・継続雇用を証する書類（写）（タイムカード等）
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）



④審査及び交付決定

書類審査後に補助金の交付可否を決定します。交付決定の場合は、「交付決定通知書」と「補助金請求書」を送付しますので、同請求書に必要事項を記入のうえ商工振興課までご提出ください。



⑤補助金の交付

振込日等が決定次第通知します。振込み後に通帳記帳等で確認ください。

【 注意事項 】

- ・該当施設の操業開始後2年以内に交付申請書等の書類を提出する必要があります。期間経過後の受付はできません。
- ・増設等の場合、常時雇用者を比較する基準日は増設を決定した日とし、不動産売買契約書や建物工事請負契約書などの書類に記載された日となります。
- ・本補助金は、交付申請後に予算措置を行いますので、交付申請から補助金交付までに相応の期間を要します。

お問い合わせ先 : 丹波市 産業経済部 商工振興課 企業誘致係
〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-3005